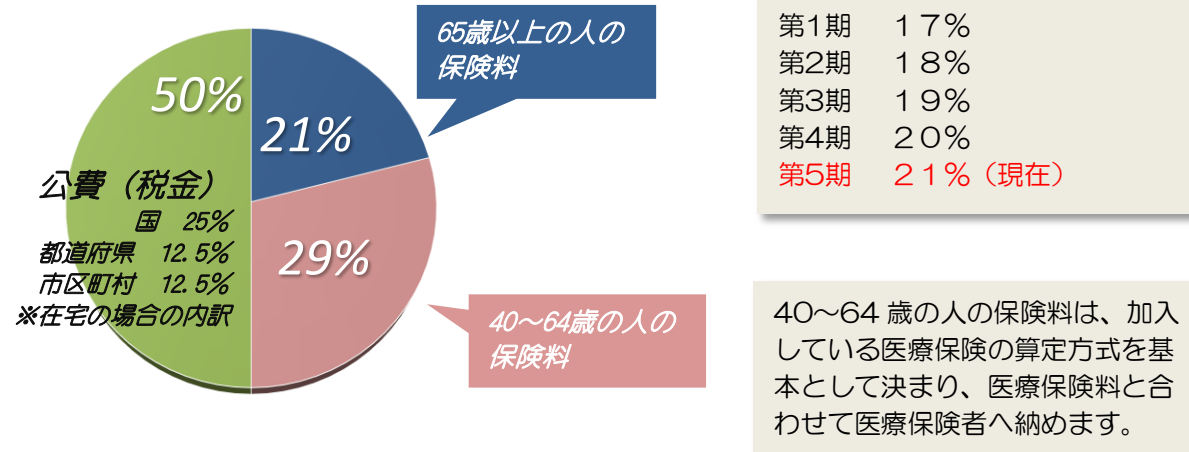


介護保険料の決め方と納め方

社会全体で介護保険を支えています

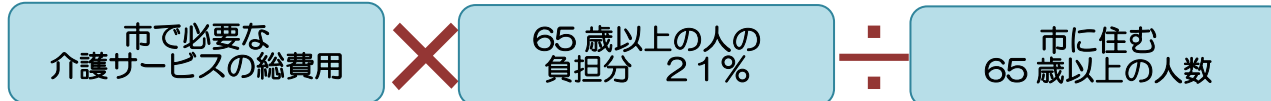
40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



●65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決め方



市の介護給付費準備基金のうち2億3,000万円を取崩し、さらに滋賀県の財政安定化基金の3,137万円を今期に繰り入れます。

【第5期の保険料所得段階区分の設定(第4期からの変更点)】

- 第5・第6段階の境界である基準所得金額を200万円から190万円にします。
- 特例第4段階は第5期も継続します。(旧安土地域は新設)
- 住民税世帯非課税者で公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超えている人(第3段階)のなかで、さらに合計が120万円以下を特例第3段階とします。
- 住民税課税者で合計所得金額が400万円以上について、新たに第7段階を設けます。

近江八幡市の保険料の基準額 **49,200円(年額) / 4,100円(月額)**

保険料の納付方法

特別徴収	年金が年額18万円以上の人	年金から天引きになります
普通徴収	年金が年額18万円未満の人	納付書または口座振替で各自納めます

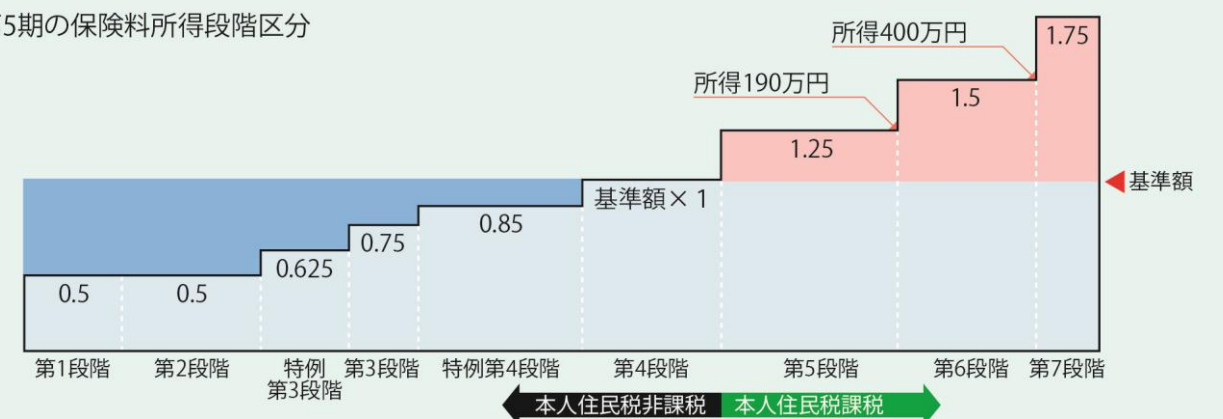
●近江八幡市の第5期2012~2014(平成24~26)年度の介護保険料

基準年額(第4段階) 49,200円(月額4,100円)

所得段階区分別一覧

所得段階区分 (基準額×料率)	対象となる人	保険料(年額)
第1段階(0.5)	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人は老齢福祉年金を受給している人	24,600円
第2段階(0.5)	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	24,600円
特例第3段階(0.625)	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が、80万円を超え120万円以下の人	30,750円
第3段階(0.75)	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が、120万円を超える人	36,900円
特例第4段階(0.85)	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入の合計が、80万円以下の人	41,820円
第4段階(1.0)	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	49,200円
第5段階(1.25)	●本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	61,500円
第6段階(1.5)	●本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	73,800円
第7段階(1.75)	●本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	86,100円

第5期の保険料所得段階区分



【お問い合わせ先】

高齢福祉介護課
 ☎ 0748-33-3511 FAX 0748-31-2037
 近江八幡市総合福祉センター ひまわり館1階

所得の状況に合わせた、きめこまかい保険料設定ができるようになったのですね。



人口と高齢化
 総合介護計画のめざすもの

介護サービス事業所
 被保険者数の推移

介護サービス費用込み
 地域密着型サービス

介護保険料の決め方
 介護保険のしくみと加入者

地域ぐるみの介護予防
 地域包括支援センターの役割

ひとりの暮らし
 高齢者等の支援